

○整理回収機構 住専勘定の二次損失等について

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	累計額
二次損失	—	252	516	823	960	811	1,206	1,398	1,567	1,332	712	1,097	773	557	12,001
二次損失の1/2	—	126	258	411	480	406	603	699	783	666	356	549	386	278	6,000
回収益	9	126	261	431	484	385	102	71	75	54	72	49	53	14	2,186
国庫納付額	9	0	3	20	4										35
損失補てん助成金対象額						21	501	627	709	612	284	499	333	265	3,850

(注1) 億円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しないことがある。

(注2) 住専処理に伴う二次損失については、

- ① その2分の1は、金融機関の拠出した金融安定化拠出基金の運用益の活用等(基金助成金の交付)により対応することとなっており(いわゆる民間負担部分)、
- ② 残りの2分の1については、回収益と相殺した上でなお不足がある場合には、政府の補助金の範囲内で、預金保険機構から整理回収機構に対し助成金を交付できることとなっている。

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計額
金融安定化拠出基金助成金交付額	—	—	126	124	108	107	126	135	157	160	127	134	126	116	0	1,546
金融安定化拠出基金助成金未払額	—	—	0	231	334	394	265	423	599	628	539	222	422	270	278	4,606

(注1) 億円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しないことがある。

(注2) 整理回収機構から預金保険機構に対する基金助成金の交付請求及び交付は、翌年度に行われる。

(例：平成21年度の二次損失に係る基金助成金の交付請求及び交付は平成22年度に行われる。)

(注3) 基金助成金の中には、当初譲り受けた債権における不稼動資産(譲り受け当初において、債務者の状況からみて返済が明らかに困難と認められる債権)にかかる借入金利息相当額が含まれている。